

◎都市生活とペット

① 横浜市の動物関係行政

■渡辺洋一

近年、ペット動物は、家族の一員という認識が急速に広まりつつあると共に、輸入による非在来種など多彩な種類の動物が飼育されるようになってきている。他方、飼い主の動物の飼育に関する知識、モラルの欠如等により、周辺の生活環境に影響を及ぼす事例が増加するなどの問題も生じてきている。このような状況に対処するため、国では、昭和四十八年に制定された「動物の保護及び管理に関する法律」を「動物の愛護及び管理に関する法律（以下、「動愛法」という）」に平成十一年十二月改正し、平成十二年十一月一日施行した。

また、本市においては、昭和五十二年に制定した「横浜市動物保護管理条例（以下、「旧条例」という）」により動物関係行政を進めてきたが、制定当時に比べペット動物に対

する市民意識は大きく変化してきている。そのため改正された「動愛法」の趣旨及び市民ニーズに沿うよう「旧条例」を全部改正し、「横浜市動物の愛護及び管理に関する条例（以下「動愛条例」という）」として、平成十二年十二月二十五日に公布した。

以下、横浜市の動物関係行政の現状、地域における犬猫等の課題及び今後の対応について考えていきたい。

1 動物関係行政の現状

犬猫等ペット動物に関する飼育指導などの動物関係業務は、「動愛法」「動愛条例」「狂犬病予防法」その他関係法令に基づき各区保健所衛生課、衛生局生活衛生部食品衛生課動物保護管理係及び畜犬センター等の動物愛護

指導員（「旧条例」では動物保護指導員）を中心に関係職員が連携して行っている。保健所衛生課が地域における市民の窓口となつて、犬の保護・収容、糞尿等の苦情受付・指導、普及啓発業務、狂犬病予防事業等を行い、衛生局動物保護管理係において各区保健所間の調整等にあたり、畜犬センターでは犬の引取り、保護・収容、処分及び普及啓発業務等を実施している。

① 動物保護管理事業

㊦ 動物愛護普及啓発事業

当該事業は広報紙、ポスター、パンフレット、リーフレット等を自治会・町内会等に配布し、普及啓発を図ると共に、主に個性ある区づくり推進費自主企画事業予算等に基づく各区の独自事業として犬・猫の健康管理、し

- ① 横浜市の動物関係行政
- ② 地域猫の誕生
- ③ 西区の動物介在活動支援事業
- ④ 白朋友の動物介在活動（ワンワンクラブ）
- ⑤ 「あなた」と「猫」と「世の中」と
- ⑥ 集合住宅とペット飼育
- ⑦ 学校飼育動物

- 1 動物関係行政の現状
- 2 地域における犬猫等の課題
- 3 今後の対応

つけなど適正飼育に関する講習会を開催するなど地域に密着した事業を行っている。

また、平成十一年度は、動物介在活動の支援事業を鶴見区、西区、南区の三区で実施し、各方面から注目を集めている。

④ 指定動物の飼養許可(公立動物園等は除く)

指定動物(人の生命、身体又は財産に害を加えるおそれがある動物として規則で定める動物をいう)の飼養については、従来から施設基準を設け、許可制としている。申請の受付、手数料の徴収及び許可調査等は衛生局動物保護管理係で行っている。平成十一年度末、本市内では、ワニ、サル、クマ等五種類二十七頭が飼養されている。

⑤ 犬による咬傷事故

咬傷事故を起こした犬の届出件数は、表1のとおりで、そのうちの九割程度は飼い主が判明している。表2では、飼い犬が係留中であるにもかかわらず、咬傷事故が発生していることも示している。事故の再発を防止するため、飼い主に対して、犬の習性、係留場所・方法を考慮した適正な飼育を行うよう指導している。

⑥ 犬に関する苦情対応、飼育相談及び

失踪犬・市民が保護した犬に関する問合せ
犬に関する苦情対応等これらの業務は、保健所衛生課で対応している。市民から寄せられる苦情件数は表3に、飼育相談等の問合せは表4に示している。苦情の件数については、全体として横ばい傾向だが、糞尿による被害が苦情全体の四割以上を占めている。苦情には、可能な限り現地調査を実施し、調査結果に基づき適切な指導等を実施してい

る。

⑦ 犬の保護・収容、引取り、処分(譲渡を含む)、返還

保健所衛生課と畜犬センターが連携して業務を行っている。飼い主不明犬等保護・収容頭数及び飼えなくなった犬の引取り頭数は、表5のとおりである。犬収容総数については年々減少の傾向にあるが、野犬の減少や係留して飼育するということが定着してきていることが、その主な理由として考えられる。収容した犬の安楽死処分頭数、飼育用譲渡頭数及び返還頭数は表6のとおりである。

飼い主不明犬等保護・収容された犬のうち、約半数が飼い主に返還されているが、飼い主は、飼い犬が迷子になった時のことを考え、連絡先を記した札を首輪に付ける等しておくとよい。

⑧ 猫に関する苦情等

猫に関する苦情等は、表7に示してあるとおり数多く寄せられており、大部分は、飼い主の不適切な飼育管理によるものである。各区の保健所において、猫に関する苦情及び相談について個々に対応を図ると共に、他人に迷惑を及ぼさないよう「猫の正しい飼い方」の周知徹底及び適切な飼育管理を指導している。

また、動物に関する苦情においては、近所づきあいや疎遠なことからくるトラブルが根底にあることもあり、解決が難しい場合も認められる。

⑨ 猫等の引取り、収容等

猫の引取り、保管、処分(譲渡を含む)、返還について横浜市獣医師会に委託して実施

表1 咬傷犬届出件数

	平成9年度	平成10年度	平成11年度
咬傷犬届出件数	133	135	147

表2 咬傷時における犬の管理状態

	平成9年度	平成10年度	平成11年度
犬舎等に係留中	28	27	40
係留して運動中	32	42	47
放し飼い	34	19	32
その他*	39	47	28
計	133	135	147

*: 買い物等外出先で、係留中あるいは突然の逸走等

表3 犬に関する苦情件数

	平成9年度	平成10年度	平成11年度
野犬等保護	813	792	780
放し飼い	597	583	638
糞尿による被害	2,377	2,271	2,174
鳴き声	385	369	351
身体・器物の被害*			173
不適切な取扱い・虐待*			78
登録・注射に関すること*			430
その他	741	636	476
計	4,913	4,651	5,100

*「身体・器物の被害」「不適切な取扱い・虐待」「登録・注射に関すること」は、平成10年度以前は、業務月報において「その他」に計上されていたため空欄となっている。

表4 犬関係飼育相談等の問合せ

	平成9年度	平成10年度	平成11年度
飼育相談件数	4,121	4,495	4,616
失踪犬・保護犬問合せ件数	6,705	6,709	7,450

している。また、飼い主不明の負傷の猫等(にわとり、はと、うさぎ及びあひる)について、現場での保護・収容、応急手当、保管、処分(譲渡を含む)なども横浜市獣医師会に委託し実施している。猫以外の負傷動物は、ここ数年、五十頭前後が保護・収容されている。表8に、猫の引取り頭数、収容頭数、表9に猫の処分(譲渡を含む)頭数を示している。

⑩ 猫・犬の不妊去勢手術推進事業

毎年、横浜市獣医師会の協力を得て、市内で飼われている猫・犬千頭を対象として、一頭当たり五千円(市三千円、獣医師会二千円

表5 犬の保護・収容、引取り頭数

	平成9年度	平成10年度	平成11年度
飼い主不明犬等保護・収容頭数	777	746	719
飼えなくなった犬の引取り頭数	405	349	288
犬収容総数	1,182	1,095	1,007

表6 犬の処分(譲渡を含む)、返還頭数

	平成9年度	平成10年度	平成11年度
安楽死処分頭数	508	632	508
飼育用譲渡頭数	171	153	148
返還頭数	346	310	351